

公共債および公社債投資信託の 特定口座追加受け入れに関するお知らせ

平成 28 年 1 月に施行された金融所得課税の一体化に係る税制改正の経過措置に基づき、平成 28 年 6 月 2 日（木）より、一定の条件を満たす当行預りの公共債および公社債投資信託（以下、公社債等）を、特定口座へ受け入れることが可能になりました。

【受入対象】

平成 27 年 12 月末までに購入（贈与や相続による取得を含む）され、かつ取得情報（取得日、取得価額）が確認できる一般口座預りの公社債等。
※一部お受けできない明細もございますので、詳細はお近くの窓口へお問い合わせください。

【受付期間】

平成 28 年 6 月 2 日（木）～平成 28 年 11 月 30 日（水）

【ご留意点】

- ◇平成 28 年中に特定口座への受け入れを完了する必要があります。
ご希望のお客さまは、上記受付期間内にお近くの窓口までお問い合わせのうえ、お手続きください。
- ◇お手続きの際には、当行にお届けのご印鑑およびお通帳（公共債の場合）が必要です。
その他、本人確認書類、個人番号（マイナンバー）を確認できる書類、特定口座へ受け入れる明細の取得情報を確認する書類（取引報告書等）が必要な場合があります。
- ◇税務上の具体的な対応は税理士等の専門家にご相談ください。

以 上